

議案第46号

令和5年度札幌市土地区画整理会計補正予算（第2号）

令和5年度札幌市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 区 画 整 理 費	篠 路 駅 東 口 地 区 土 地 区 画 整 理	千円 105,000

繰越明許費に関する調書

款	項	事業名	予算額	繰越額	繰越しの理由
1 土地 区画整理 事業費	1 区画整理費	篠路駅東口 地区土地 区画整理	千円 570,000	千円 105,000	地権者の移転作業に時間を要し、事業の年度内執行が困難と予想されるため